

広島県告示第四百三十号

広島県卸売市場条例（昭和四十六年広島県条例第六十八号）第九条の規定によって、次のとおり地方卸売市場の卸売業者の住所の変更の届出があった。

平成二十二年五月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

許可番号	卸売業者の 名 称	卸売業者の 新 住 所	卸売業者の 旧 住 所	卸売業者の 行 務 場 務 称 卸 売 市 場 名 称
広島県第 七八号	呉中央青果株式 会社	呉市海岸三丁目一 四番一号	呉市光町一五番五 号	呉市地方卸売市場
広島県第 八一号	呉中央青果株式 会社	呉市光町一五番五 号	広島市西区草津港 二丁目八番一号	呉市地方卸売市場